

# 令和7年度 品野台小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てます。
- すべての児童がいじめや登校不安、苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び登校不安の解消について組織的に取り組みます。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策

### (1) 組織

校内いじめ不登校対策委員会・・・校長、教頭、事務主任、教務主任、校務主任、生徒指導主任  

品台っ子を考える会
-----------

 (いじめ不登校対策委員)、担任、保健主事、養護教諭(教育相談担当教諭)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

### (2) いじめ未然防止

- ① 自己肯定感を高める指導
  - ・よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やします。
  - ・学級内で個々に役割を与え、評価することで、集団への所属感を味わわせます。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価します。
- ② 社会性を育てるスキルと情報モラル教育
  - ・学級活動などで、SST(ソーシャルスキルトレーニング)やアドジャンを取り入れた活動を行うことで、お互いを認め合ったり、なんでも話したりすることができる雰囲気学級づくりをめざします。
  - ・ネット上のいじめを防止する為、日頃から情報モラルについて指導するとともに、家庭と協力してSNSの使用について把握に努めます。

### (3) いじめの早期発見

- ① 児童理解と観察
  - ・登校時や朝の会で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなどに気をつけて児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴きます。
  - ・休み時間に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察します。
  - ・スクールライフノートの「心の天気」や「相談機能」など、情報機器やその機能も活用して児童の思いや悩みの把握に努めます。
- ② 品台っ子を考える会
  - ・全職員で児童の情報交換をタイムリーに行うため、週2回(月・木)会を開きます。気になる児童の様子や変容を、逐次報告し、その児童にとって必要な対応の仕方を話し合い、共通理解を図ります。
- ③ いじめに関するアンケートと教育相談
  - ・教育相談アンケートに、いじめに関する項目を盛り込み、年3回行います。その結果を資料とし、アンケート後に担任による児童全員に教育相談(個人面談)を行います。

④ Q-Uテストの分析と活用

- ・ 4、5、6年児童全員を対象に、Q-Uテストを実施します。Q-Uテストの結果を詳しく分析し、気になる児童の特性を理解し、対応の仕方を工夫します。

⑤ 個人懇談会

- ・ 学校での様子や家庭での様子を話し合い、必要な場合には連絡・相談をして指導に当たります。

(4) いじめの相談・通報

① 初動の対応

- ・ いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ不登校対策委員及び学年主任に報告します。いじめ不登校対策委員は、いじめ不登校対策委員会の職員に報告するとともに、校長からの今後の対応についての指示を受けます。
- ・ 該当児童や関係の児童の話聴き、記録します。

② 校内いじめ不登校対策委員会（品台っ子を考える会）での協議

- ・ いじめ不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議します。

③ 実態把握・解消に向けての対応

- ・ 校内いじめ不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ不登校対策委員を中心に実態把握・解消にむけて組織的に対応します。

④ 事後の支援

- ・ 被害児童、加害児童とともに、指導以後の様子を継続観察したり面談したりして、いじめが解消しているか確認します。
- ・ 「品台っ子を考える会」で、逐次経過を報告し、全職員で見守ります。

(5) 関係機関との連携・報告

① 品野ブロックいじめ不登校対策連絡協議会

品野中学校、下品野小学校、掛川小学校、本校のいじめ不登校対策委員が集まり、児童・生徒の様子について情報交換をします。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと相談し連携して取り組みます。

③ 教員の「カウンセリング研修会」への参加を促進します。

④ 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。

3 重大事態への対処

○ 瀬戸市教育委員会への報告

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・ 瀬戸市学校いじめ基本方針にしたがって、教育委員会の指示を受け、適切に対応します。

4 その他（公表、点検、評価等）

○ 学校のいじめ防止基本方針を年度初めに学校ホームページに掲載します。

○ 学校評価アンケートにいじめの項目を入れ、PDCAサイクルによる検証に努めます。

いじめの有無について児童や保護者にも聞き取りを行います。